京丹後市入札監視委員会（平成 28 年度第 2 回）議事概要

開　催　日　時	平成 29 年 1 月 24（火）　午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
開　催　場　所	京都市会場：京都工芸繊維大学　松ヶ崎キャンパス 3 号館 3 階 第 3 会議室 （京都市左京区松ヶ崎橋上町） 京丹後市会場：京都工芸繊維大学　京丹後キャンパス 地域連携センター　セミナー室 （京丹後市網野町網野） ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名（職業）	委員長　角田（かくだ）　暁治（あきら）（京都工芸繊維大学大学院　准教授） 委　員　田辺（たなべ）　保雄（やすお）（弁護士） 委　員　村尾（むらお）　愼哉（しんや）（公認会計士）	
議　事　概　要	1　開会あいさつ（中西（なかにし）財務部長） 2　議　事 （1）　抽出工事に関する審議について （2）　入札及び契約手続きの運用状況等について 3　次回抽出委員の選出 角田委員長を選出（五十音順で持ち回り） 5　次回開催日程の調整 6　その他 7　閉会あいさつ（堀江（ほりえ）入札契約課長）	
審 議 対 象 期 間	平成 28 年 4 月 1 日　～　平成 28 年 9 月 30 日	
抽　出　案　件	総件数　8 件	（備考） 対象件数　89 件
一 般 競 争 入 札	4 件	
公募型指名競争入札	－	
通常指名競争入札	1 件	
随　意　契　約	3 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回　答　等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、下水道工事等の入札の状況について隣接の自治体の状況及び情報公開の範囲が当市と他の自治体で相違がないのかという点について調査いただきたいこと。 入札から随意契約に移行した際に、特段設計変更等がないのに見積額が上がる事例が今回も複数みられたので、今後同様の事案があった場合は業者への照会をするなど内容の確認をしていただき、入札や随意契約における最低制限価格の仕組みについても今後の課題としてご検討お願いしたいこと。 入札監視委員会にて出された意見というものを真摯に受けていただいて、少しでも何らかの制度的な改善が、一般的に見て納	

	得できるようなところに近づけられるように動いていただきたいこと。

別 紙

「2　議　事　（1）抽出工事に関する審議について」関係

1　長岡地区管渠布設工事その 19 ・・・ 一般競争入札

※　落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回　答　等
○　応札価格について（1） 本案件は21者が同額の応札額であるが、他の同種工事についても同じ状況なのか。	近年、本案件と同種の工事におきましては、ほぼ本案件に近いような入札結果となっています。
○　応札価格について（2） 平成 28 年 4 月から最低制限価格の算定の一部見直しを行っているが、年度当初の入札から最低制限価格での応札による抽選となっている状況について、どのように分析しているか。	最低制限価格の算定の見直しの内容につきましては、具体的に一般に公表されており、業者も承知しております。本案件を含め同種の工事は容易に積算しやすく、従来から情報公開請求をされているのに加え、平成 28 年度から以前は未公開であった材料単価等の見積価格等についても閲覧段階で公表することとなったため、更に積算価格の類推が容易になっていると分析しています。
○　応札価格について（3） 本案件と同種の下水道工事について、最低制限価格の応札により結果抽選となっている京丹後市と同様の状況が、京都府下の他の自治体でも起きているのか。京丹後市だけの特異な状況なのか。	他の自治体の状況の確認は現在できておりません。 本市の情報公開につきましては、工事関係について設計書等をはじめ、ほぼ全ての情報を情報公開で出しており、ここまで情報公開を徹底的にされている部分につきましては、本市独特の状況であると推測しています。
○　情報公開について（意見） 情報公開でガラス張りの状態にしていることにより競争性がなくなり、市のほうで手間暇かけて入札を執行しても全部無駄になっている実態があると思われる。情報公開の在り方も含め、他の自治体に状況を照会していただきたい。	近隣の自治体の状況等を確認し、次回報告させていただきます。

意見・質問	回　答　等
○　最低制限価格について（1） 最低制限価格を事前に公表している自治体はあるのか。	最低制限価格を事前に公表している例は、把握しておりません。

2　久美浜地区浄化槽設置工事その８　･･･　一般競争入札

※　浄化槽設置工事について、抽出対象案件のなかで唯一抽選（同価入札によるくじ引き）となならなかった案件。

意見・質問	回　答　等
○　応札価格について（1） 最低制限価格未満で失格された３業者が同額の応札額であるが、このことについてどのように分析しているか。	入札時に業者から提出された内訳書を確認した結果、一部材料について業者のほうに積算誤りがあったと推測しています。
○　応札価格について（2） 本案件は材料単価も事前に公表したのか。	見積価格については事前公表をしておりますが、いわゆる建物物価等積算資料で著作権の関係するものについては事前公表をしておりません。今回はその著作権のある積算資料の単価採用について相違があったと推測しています。
○　応札価格について（3） 他の下水道工事で、本案件と同じように複数の業者が最低制限価格未満の同額で失格するようなケースはあるのか。	他の下水道工事でも、同額で失格するケースはあります。
○　応札価格について（4） 失格となった業者に対し、事後にヒアリング等は行ったのか。	業者へのヒアリングは行っておりません。市の設計書の点検を行い、間違いはなかったということは確認しております。
○　失格者数について（1） 浄化槽設置工事について、本案件と同じように最低制限価格未満で失格となった業者数の延数について、また教えていただきたい。	はい。

3　京丹後市立弥栄小学校普通教室等空調化工事（機械設備工事）・・・ 一般競争入札

※　地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定の設定により不落随契とした案件。

意見・質問	回　答　等
○　初度の入札について（1） 初度の一般競争入札で不落となった原因について、どのように分析しているか。	平成26年度から同様の空調工事を行っており、公文書甲公開請求等による情報の入手により各入札業者の積算の精度は上がっていますが、本工事の大きな部分を占める室内機及び室外機の金額は各メーカー等から徴取した見積書により積算していることから、この見積額に多少の差が生じたことが要因であると分析しています。
○　初度の入札について（2） 過去の情報公開によりメーカーの見積書の出し方も把握されていると思うが、見積書は毎回違うのか。	各学校によって、機器のタイプや能力、数量も変わりますので、前回の見積りをそのまま参考にできるというものではなく、それぞれメーカーさんにその都度聞いていただくというような段取りになると考えます。
○　初度の入札について（3） 室内機等の機器について、メーカーを特定し発注されているのか。それとも能力だけ特定しているのか。	発注の際は、能力を特定し、メーカーの指定は行っていません。
○　予定価格について（1） 予定価格を決められるときに、機器の値段はメーカーから参考見積等を取られて決定しているのか。	はい。3 つのメーカーから見積りを徴取し、それを基に価格を決めています。
○　予定価格について（2） 市が参考見積を徴取しているメーカーと、今回応札されている業者が選択しているメーカーは重複しているのか。	はい、市が参考見積を徴取した3つのメーカーの中で、同じメーカーで出されている応札業者もあります。
○　予定価格について（3） 参考見積を徴取するメーカーが市と応札業者で重複しているので	メーカーの見積額が、市と業者に対して同額かどうか市のほうで把握はできませんが、市がメーカーから参考見積

意見・質問	回　答　等
あれば、予定価格を上回る要因にはあまり関係ないと考えられるが、そのあたりはどのように考えるのか。	を徴取し、工事発注後に業者が参考見積を徴取するまでには数ヵ月の時間的なずれが生じますので、見積徴取のタイミングによってはこういった季節的な商品については若干価格の上下等はあり得ると考えています。
○　予定価格について（4） 業者は情報公開請求により、市がどこのメーカーから参考見積を徴取したのかわかるのか。	情報公開請求により設計書は公開しますが、参考見積を徴取したメーカー名の情報は公開していません。
○　不落随契について（1）	
不落随契の見積時の 1 回目と 2 回目において、市から予定価格との差について具体的に業者に伝えるのか。	見積結果に対して市からは一切言いません。
○　不落随契について（2）	
見積価格が予定価格に達しなければ、延々と見積書を提出していただくのか。	随意契約の見積書の提出の回数制限等の規定は設けていませんが、業者の方がこれ以上は無理ですと辞退されれば、その時点で終わりということになります。結果的にほとんど 1 回か 2 回で納まっています。
○　不落随契について（3）	
何度も見積りを取るなど手続きが複雑になっており、合理性や経済性を考慮して、例えば最低制限価格を参加業者に提示して見積り徴取すればすぐに決定するのではないか。	理屈としては、そういった方法をとれば非常に効率よく事務は進められることもあると思いますが、現実としてはそういった方法はとっていません。
○　応札価格について（4） 浄化槽等の割とシンプルな工事に関しては最低制限価格のところで皆さん揃えて入れてこられているが、今回の案件のような工事は逆に予定価格をオーバーしており、工種、工事についてその振れ	工事に係る材料費と労務費の割合の差によるところが大きいのではないかと推測します。労務費の部分が大きければ、ある程度元請の営業努力や企業努力によって多少コストを下げたりという要因は残ると考えられますが、材料費の割合が高い場合、元請の自由度が非常に狭くなり競争したくても下げにくいという、そういった点はあろうかと思

意見・質問	回　答　等
幅が大きいが、その要因についてどのように考えるか。	われます。

4　京丹後市立網野南小学校体育館非構造部材落下防止工事 ・・・ 随意契約

※　初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件で、落札率が 57.25％と低い案件。

意見・質問	回　答　等
○　最低制限価格の設定について（1） 最低制限価格を設けている主旨は手抜き工事の防止等であると思うが、結果的には本案件は最低制限価格以下で随意契約を行っており、このことについてどのように考えたらよいのか。	随意契約に際しては、ルールとして最低制限価格の設定を行っていません。
○　最低制限価格の設定について（2） 最低制限価格を設定しない場合、手抜き工事等が行われるリスクはないのか。	そのあたりは非常に議論の分かれるところですが、随意契約というのは価格競争だけでなく、価格以外の面も含めての競争になるので最低制限価格を設定することはなじまないものであると一般的に言われています。
○　業者選定について（1） 随意契約は、価格だけでなく、その全体的な業者の信頼度等も考慮して契約を交わすということであれば、随意契約に移行した段階でそのような点も考慮して業者選定を行うべきではないのか。	今回の随意契約に際し、見積りを依頼しました業者については全て市内の信用のおける業者でありますので、この業者のどこと契約しても間違いなく正しい施工がされるだろうと判断しております。
○　随意契約について（1） 初度の入札時の応札額より、随意契約時の見積額が高くなっている	業者への確認はしておりませんが、初度の入札から随意契約の見積依頼までにいくらか日数がありますので、その

意見・質問	回　答　等
ことについて、その要因は何か。随意契約時の見積額も初度の入札時の応札額と同額となるのではないのか。	間に業者のほうで再度見積りを見直した結果、金額的な差が生じたのではないかと考えます。
○　工事の施工について（1） 完成した工事の品質に何か問題はありましたか。	ありません。
○　初度の入札について（1） 初度の応札額と最低制限価格との乖離が大変大きいが、この要因についてはどのように分析しているか。	本工事については足場の工事の割合が大きく、最低制限価格以下で応札された業者は、足場を所有しているためその分の価格が低く抑えられたのではないかと思います。
○　初度の入札について（2） 予定価格の算定については、過去の同種工事の情報公開請求を通じて研究し、検討してから札を入れられていると考えるが、結果的には予定価格との乖離が非常に大きく、その要因についてはどのように分析しているか。	本案件のような工事自体があまり前例のない非常に稀な工事であり、対象となっている建築一式工事のC等級に属する業者への工事の発注数も多くないため、入札に熟達していない業者が多いということも要因の一つではないかと思われます。
○　初度の入札について（3） 足場の資材はリース料として予定価格のほうで含んでいるのであれば、足場を所有している業者の場合、入札金額のなかで要りもしないリース料を算定し超過利潤を含めて落札できた可能性があり、最低制限価格ついてどれだけ合理性があるのかと思われるが、そのことについてはどのように考えるか。	確かに既に所有している機械器具がそのまま利用できれば、他から借りる必要もなく、その分の経費は必要ないということになりますが、例えば足場の資材であっても管理費用や保管費用もかかっているわけですので、一概にリース料が不要になった分、無駄な、必要のない費用が契約に中に含まれているとは一概には言えないと思います。
○　入札等の過程について（意見） 本案件は、いろいろな視点を孕んでいる案件だと思われ、予定価格の	

意見・質問	回　答　等
設定や業者の評価、あるいは応募される業者の応募資格等どこまできめ細かくできるかということもあるが、税金を使っていくというなかでの合理性等をもう少し追求できる余地はあるのではないかと思われる。	

5　京丹後市立弥栄小学校体育館非構造部材落下防止工事 ･･･随意契約

※　初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件で、落札率が 93.15％と他の同種工事と比較し高い案件。

意見・質問	回　答　等
○　応札価格について（1） 網野南小学校の事案と比較し、本案件のほうが工事の規模が大きいが、初度の応札額と最低制限価格との乖離は比較的小さいものとなっている。この要因についてはどのように分析しているか。	本工事の内容は、網野南小学校の工事同様の体育館の照明器具の落下防止工事に加え、ランチルームの天井材の張り替え工事となっております。体育館の工事に比べ、ランチルームの工事のほうが積算の考え方に差異が生じにくいのではないかと思われ、本工事についてはランチルームの工事が占める割合が非常に大きいので設計金額に近い見積額になったのではないかと思います。
○　工事の施工内容について（1） 体育館の規模は、網野南小学校の事案と随分違うのか。	大体コートが 2 面の大きさですが、網野南小学校は大体育館と小体育館があり、本案件の弥栄小学校の体育館は網野南小学校の大体育館とほぼ同じであると思います。
○　随意契約について（1） 初度の入札時に参加されなかった業者にも見積依頼をされたのか。	はい。この見積りにつきましては同時期に同種の小中学校の工事があり、そのなかで入札に参加された業者に見積依頼をしました。
○　随意契約について（2） 本案件の初度の入札時に、低い応札額であった業者が随意契約時には見積りを辞退された経過につい	他の同種の工事をこの業者は落札されていますので、本案件は辞退されたのではないかと推測しています。

意見・質問	回　答　等
て、何か把握しているか。	
○　随意契約について（3） 網野南小学校の事案と本案件の随意契約の見積期日は同日か。また、提出は電子入札なのか、あるいは見積書を持って来られてなのか。	同日です。見積書は持って来られてということになります。
○　随意契約について　(4) 入札時の応札額よりも、随意契約時の見積額が高くなっていることについて、その変更内容について業者に確認されたか。	確認はしていません。

6　京丹後市弥栄病院改築整備等工事 ･･･ 一般競争入札

※　契約金額が高額な案件。

意見・質問	回　答　等
○　応札価格について（1） 予定価格に達しなかった 2 者の応札価格が同額であるが、本工事は規模が大きく非常に多岐にわたるものであり、偶然数値だけ合ったということなのか、どのように分析しているか。	落札業者の内訳については、工事着手時に提出いただいており内容の確認をさせていただいていますが、それ以外の 4 者の内訳については特に確認をしておりません。
○　応札価格について（2） 落札対象となった業者以外の入札の内訳について、一般的には確認を行わないのか。また、確認されるときはどのようなときか。	全ての応札業者の入札の内訳の詳細な部分までの確認は行っていませんが、予定価格と大きく乖離していたりする場合は、何故そうなるのかというようなことで確認することはございます。
○　応札価格について（3） 今回のこの応札価格の一致については、特に違和感を感じていなかったということか。	はい。

意見・質問	回　答　等
○　落札率について（1） 本案件の落札率は 94.32%だが、このような工事費が高額で規模の大きい工事の落札率については、妥当なものであるのか。	京丹後市でもこのように大きい規模の工事の発注は初めてのことで、一般的な落札率について想定し難い状況です。
○　工事の発注方式について（1） 本工事は、新棟の建設等大きく 4 つの工事になると思われるが、これは一体のものとして契約しなければならないのか。一体で契約することの合理性というのは検討されているのか。	今回工事を発注するにあたりまして、病院の入院患者さん、病院の外来に来られる方等が使用しながら、増築棟を建て、改修を行い、解体するという工事の流れの中で、やはり一体的な管理が必要ではないかということで、特に病院に来られる方の安全性を考慮し、一体的な管理を行うために、分離・分割して発注せずに建築一式で発注したということになります。
○　工事の発注方式について（2） 通常、解体工事も一式工事に含めるものなのか。	今回、エントランス部分等の最後に施工する部分については解体後でないと施工できないような場所もあり、解体を分離してしまうと新たに仮設部分の費用が発生したり、業者も変わってしまうことから、そのあたりの管理がやはり大変難しいということで、本案件については一体で発注しています。
○　工事の発注方式について（3） 工事を一体的にするかどうかというのは、どの部署でどういう方々が検討して決められているのか。庁内の会議であれば、透明性は確保されているのか。	事務的な協議として、各それぞれの関連する部署が集まって議論を行い、最終的には市の指名選考委員会のほうで確認を受けて決定するという形になります。
○　設計業務について（1） 新棟の設計については、別途で決まっているのか。	今回の設計につきましては、基本設計をプロポーザルで㈱大建設計に委託し、実施設計は随意契約により基本設計と同じ業者に委託しております。
○　工事監理業務について（1） 工事監理はどこがされるのか。	工事監理につきましても、設計を行った設計事務所に随

意見・質問	回　答　等
	意契約により委託しています。

7　新シルク研究開発・利用促進施設整備工事（第２工区）【建築主体工事】・・・随意契約

※　初度の一般競争入札において不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回　答　等
○　随意契約について（1） 初度の入札で最低制限価格以下で失格となった応札額よりも、随意契約による請負額のほうが非常に高くなっており、市民の目線から見ると非常に違和感があるが、そのあたりはどのように考えるか。	ダンピング、下請業者又は労働者へのしわ寄せの防止、それから地域経済の雇用ということから、市の入札制度のなかで最低制限価格を設定しており、そのなかで基準以下でありますと失格という制度を取り入れているということでご理解をいただきたいと思います。 また、随意契約の場合に最低制限価格を設けないということが本当に適切かどうかという点についてはもう少し深く検討する必要があるのではないかと考えています。
○　随意契約について（2） 契約金額が初度の入札時の応札額より高くなっているのはなぜか。	入札が不調になったことを受けて内訳書の点検を行った結果、大きい科目で見た場合に仮設又は付帯改修等で若干金額にバラつきがありましたので、随意契約になった際に業者のほうで再度見積り、又は数量の検討を行って試算した結果、随意契約時の見積金額になったということではないかと思われます。
○　随意契約について（3） 初度の入札時より 1 割近く見積額が高くなることは、理解できることなのか。	初度の入札で最低制限価格以下であったということを受けて、業者のほうでも検証して自社の見積りを再度見直すなかで、より精度が高まり、発注者側の積算に近づいていった結果であると考えます。
○　随意契約について（4） 随意契約時には最低制限価格がないということはわかっているので、むしろ入札時の金額を維持されるか、より低い方に押し下げる力が	入札後の見積りで随意契約をする場合で、当初入札時より金額的に大きく変わる場合は、どのように見直しをおこなったのか今後可能な限りで確認するということを念頭に置いて進めたいと思います。

意見・質問	回　答　等
働くというなら理解できるが、業者のほうでどういう考えがあって上げておられるのか、次回から類似のケースがあったときには確認をしていただきたい。	
○　随意契約について（意見） うがった見方をすれば、例えば入札のときに参加者全員で最低制限価格以下で入札し、随意契約になった時にもっと金額を上げられるんじゃないかというようなことに結果的になっていると考えられ、これは一般市民の目線で見ると大変違和感があり、やはりシステム的にもどうなのかと思われるので、またご検討いただけたらと思います。	はい。

8　平成28年度　京丹後市峰山最終処分場浸出水処理設備更新工事 ･･･ 指名競争入札

※　最低制限価格を設定していない案件。

意見・質問	回　答　等
○　施設の施工業者について（1） この水処理施設は、もともとどこの業者が施工したものか。	オルガノ㈱が施工したものです。
○　入札参加業者について（1） オルガノ㈱とオルガノプラントサービス㈱は、資本関係等があるのか。	オルガノ㈱が設備を建設する業者で、オルガノプラントサービス㈱はその建設したものをメンテナンスする会社ということで、別会社になっています。
○　予定価格について（1） 事前の参考見積りの徴取の相手方は誰か。	オルガノ㈱、ＯＥＳアクアフォーコ㈱、内海プラントサービス㈱の３者に見積依頼をし、その中で最も金額の安いものを採用し、それに対し廃棄物処理施設点検保守業務積算要領に基づいて共通費等は算出しています。

意見・質問	回　答　等
○　施設の整備工事計画について(1) 今回設備を入れ替えられて、ここの全体の設備はあとどれくらい耐用年数があるのか。	昨年度ここの地元区に、稼働期間延長の承諾を得ましたので、今後 7 年間稼働させる予定です。今回は、施設建設から既に 15 年経過しておりますので、安定的な稼働をするために本工事を行ったものです。
○　施設の整備工事計画について(2) 設備が 7 年後にまた耐用年数を迎えるということになるのか。	はい。施設の埋立て容量として満杯になるというイメージです。
○　施設の整備工事計画について(3) 7 年後に耐用年数を迎えた後も、ずっと水処理はしなければいけないのではないか。	そうです。それも見越した上で、制御盤の機能を回復し満杯になった後も安定的な水処理の機能を確保しようという意図で、今回の工事を行ったものです。
○　施設の整備工事計画について(4) 将来設備全体を入れ替えるということはあり得るのか。それとも制御盤等を換えながら使用していくという形になるのか。	今回の工事で以後の必要な機能を担保しようと考えております。その後も耐え得るような細かい機器類等の更新は今後の予算で対応していく予定ですが、今回は中央制御盤という非常に経費のかかるものを中心に工事を行いました。
○　施設の整備工事計画について(5) 大きな投資はこれが最後とし、今後は半永久的にこのままの状態で使用していくということか。	基本的にはそういう思いです。
○　契約方式について(1) 入札を行う前から、実際はこの落札業者になるのは決まっていたのではないか。それならば最初から随意契約を行えばよかったのではないのか。	安定的な稼働のために随意契約にしたいと考えていましたが、今回の工事費の財源として防衛省の再編交付金を充てており、その要件として入札をして競争性を働かせるということが条件として付されていましたので、入札という方式をとりました。

入札等の過程について（意見）	回　答　等
○　契約方式について（2） 入札を行うほうが、手間とコストがかかるので、無駄な手続きをしていることになるのではないのか。	入札は交付金の条件であり、この 4,000 万円という工事を単費で行うということが予算的に厳しいことから、交付金を財源にするという財政的な判断で行ったものです。
○　施設の整備工事計画について（6） 市内の 4 つの最終処分場の運営はそれぞれ違う業者に委託しているのか。また施設の建設は全てオルガノ㈱が施工したものか。	4 つともそれぞれ別々の業者に運営を委託しています。また施設の建設は旧町時代にそれぞれの町が決め、全て別々のプラントメーカーが建設しています。
○　施設の整備工事計画について（7） それぞれの施設で、当初納入された業者がメンテナンスをしていくというような暗黙の住み分けみたいになっている可能性はないのか。	それはわかりません。
○　施設の整備工事計画について（8） 今後もこの水処理施設というのは発注される予定はあるのか。	近い将来、現在の最終処分場が埋まることを想定して建設準備にかからないといけないということで、これから検討していくところです。
○　契約方式について（意見） 次の施設建設の発注の際には、プロポーザル等で業者に初期導入費用以外にメンテナンスコストも含めたトータルのコストの提案をさせて、トータルで見た市民のメリットみたいなものを入札時に反映させることを検討していただけるようお願いします。	トータルのコスト研究というのは国の方からも言われていることですし、ランニングも含めた包括的な契約の例も見聞きしていますので、是非とも研究する余地はあるということは認識しています。

「2　議　事　（2）　入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1　指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回　答　等
（特になし）	

2　談合情報対応状況の報告

内　容
今回はありません。